

# 10 自動車

## (1) 自動車改造費補助

自ら所有し、かつ、運転する自動車のハンドル・アクセル等の一部を運転免許証の条件として改造する場合の改造費の一部（10万円まで）を助成します。ただし、世帯の所得により助成できない場合があります。

◆必要書類 運転免許証、見積書、車検証、改造部品カタログ

◆窓口 障害福祉課（82-7616）※事前に御相談ください。

## (2) 自動車運転免許証取得費用の補助

身体障害者が運転免許証を取得する場合、技能教習の要した経費の3分の2（10万円まで）を助成します。

障 害	手 帳	該当する障害程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
上肢		○					
下肢		○	○	○	○		
体幹		○	○	○			
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸		○		○	○		
肝臓・免疫		○	○	○	○		
聴覚			○				

◆必要書類 身体障害者手帳

◆窓口 障害福祉課（82-7616）※事前に御相談ください。

## (3) 自動車運転免許証の無料教習

身体障害者が運転免許証を取得する場合、次のすべての項目に該当する方は厚生労働省から委託された、身体障害者運転能力開発訓練センターで所定の教習が無料になります（ただし、検定等、約76,550円は自己負担）原則通所となります。）詳しくは東園までお問い合わせください。

◆対象者 ア 公共職業安定所に求職登録をしてある方  
イ 原則県の運転免許試験場での運転適性検査に合格した方  
ウ 身体障害者運転能力訓練センターが入所を認めた方

◆入所日 4、7、10月の月初めで、教習期間は3ヶ月です。

- ◆窓口 身体障害者運転能力開発訓練センター  
 (通称あずまえん自動車教習所)  
 〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46  
 TEL048-481-2711 ファクス048-481-6578  
<http://www.azumaen.or.jp>

#### (4) 駐車禁止除外指定車の指定

身体・知的・精神障害者が使用中（同乗している場合）の自動車は、公安委員会から『駐車禁止除外標章』の交付を受け、標章を車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲示した場合、駐車禁止区域（法定禁止区域を除く）でも交通の妨げにならない限り駐車できるようになります。

障 害		手 帳		該当する障害程度				
				1級	2級	3級	4級	
視 覚				○	○	○	1種のみ○	
聴 覚					○	○		
平 衡						○		
肢 体 不 自 由	上 肢			○	1種のみ○			
	下 肢			○	○	○	○	
	体 幹			○	○	○		
	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	上肢			○	○		
		移動			一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く			
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸				○		○		
肝臓・免疫				○	○	○		
知的障害者				療育手帳A1・A2				
精神障害者				精神障害者保健福祉手帳1級、かつ 自立支援医療費の支給を受けている者				

- ◆窓口 秦野警察署 (83-0110)

#### (5) 高齢運転者等専用駐車区間制度

公安委員会から『専用場所駐車標章』の交付を受け、駐車をしている間、車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に標章を掲示した場合、『高齢運転者等専用駐車区間』と指定された場所に駐車できます。ただし、交付を受けた本人の運転で、登録されている車両を使用する場合に限ります。

- ◆対象者 聴覚障害者又は、肢体不自由であることを理由に  
運転免許証に条件を付されている方



- ◆窓口 秦野警察署 (83-0110)

## (6) 安全運転相談

身体の障害、一定の病気の症状、加齢による身体機能の低下で免許の取得や自動車等の安全な運転に不安がある方やそのご家族の相談窓口です。

- ◆安全運転相談ダイヤル 全国統一番号 #8080  
月曜日から金曜日（土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く）  
午前 8 時 30 分～午後 5 時
- ◆神奈川県警察運転免許センター安全運転相談室電話 045-365-3111（代）  
聴覚障害者専用 FAX 045-363-7816  
月曜日から金曜日まで（土曜日・第3以外の日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く）  
午前 9 時 30 分～11 時 午後 1 時～4 時

- ※ 安全運転相談ダイヤルは、全国統一番号となります。この番号にダイヤルいただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の安全運転相談窓口につながります。
- ※ 聴覚障害者専用 FAX は、24 時間(自動受信)できますが、回答については、土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始の休日を除く平日に限らせていただきます。また、内容によっては、多少、お時間をいただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

## (7) ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）

健康な方はもちろんのこと、歩行困難な方や車いす使用者等、誰もが利用しやすいみんなにやさしい新しいタクシー車両です。ご利用の際は、事前に各タクシー会社にお問い合わせください。

- ◆窓口 各タクシー会社

## (8) 福祉タクシー

歩行困難な方の足となってお手伝いします。ご利用の際は、各タクシー会社にお問い合わせください。

- ◎ ベッド、車いすのままゆったりとらくらく乗車できます。
- ◎ 介護職員初任者研修等の資格を持ったドライバーが対応します。（要相談）
- ◎ 通院、入退院、買い物などにご利用ください。

- ◆窓口 各タクシー会社

## (9) 福祉車両の貸出し

外出困難な方とその家族の負担軽減のために、車いすのまま乗車でき、通院や買い物などに利用できる車両（2台）を貸出します。

利用される皆様には、事業継続するための維持費として募金にご協力いただい

ております。

- ◆対象者 高齢・障害・疾病等により移動に介助を要する方  
(主に車いすで移動する方で、一般の交通機関のご利用が困難な方)
- ◆貸出期間 1か月につき最長5日間まで
- ◆費用 無料
  - ※ 燃料・有料道路代・駐車料金等は自己負担になります。
  - ※ 燃料は満タンでお貸しいたしますので、利用分の燃料を補充してお返してください。
  - ※ 事故等により福祉車両を損傷した場合は原則として、運転者の加入している保険で補償(保険未加入者は3万円を限度に自己負担)していただきますのでご了承ください。
- ◆申込方法 利用する2か月前から仮予約受付(電話可)  
貸出日の3営業日前までに、窓口で申請手続きをしてください。  
(申請時に免許証のコピーを取らせていただきます。)
- ◆窓口 社会福祉協議会(84-7711)